備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。

3　第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。

4　第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。

5　第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。

6　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

7　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ　音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

（単位円）小・中学校用

補償金の額	国内	945
	国外	900

（単位円）高等学校用

補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小・中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

（単位円）小・中学校用

大　き　さ		補償金の額
１ページ大	国内	1,155
	国外	1,100
１／２ページ大	国内	630
	国外	600
１／４ページ大以内	国内	315
	国外	300

（単位円）高等学校用

大　き　さ		補償金の額
１ページ大	国内	1,155
	国外	1,100
１／２ページ大	国内	630
	国外	600
１／４ページ大以内	国内	315
	国外	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「１ページ大」とは、一の著作物を２分の１ページを超え、１ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「２分の１ページ大」とは、一の著作物を４分の１ページを超え、２分の１ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「４分の１ページ大以内」とは、一の著作物を４分の１ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の２分の１の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○関東地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年二月二日

関東地方整備局長　菊川　　滋

第１　起業者の名称　東京電力株式会社

第２　事業の種類　特別高圧送電線上野線保全事業（埼玉県八潮市大字浮塚地内から同市大字浮塚字中ノ島地内まで）

第３　起業地

1　収用の部分　なし

2　使用の部分　埼玉県八潮市大字浮塚及び大字浮塚字中ノ島地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県吉川市大字中曽根地内の北葛飾変電所から東京都台東区竜泉２丁目地内の上野変電所までの亘長20.2㎞の区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線上野線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第３条第１項の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本件事業は、各発電所から500kv基幹送電線を経由し、北葛飾変電所にて受けた電力を、主に東京都台東区、荒川区に電力を供給する上野変電所に電力を供給し、また、上野変電所から特別高圧送電線上野水道橋線を経て、主に東京都千代田区、文京区及び新宿区に電力を供給する水道橋変電所へ電力を供給する特別高圧送電線上野線（以下「上野線」という。）の送電線路を保全するための事業である。